

## 居宅介護支援事業所運営規程

サービス種類 居宅介護支援事業  
鳩友園介護保険サービスセンター

### (目的)

第1条 居宅介護支援事業所は、介護保険法の理念に基づくと共に高齢者生活を送れるよう、又老化に伴い介護が必要なものに対して、居宅介護支援事業は、介護相談介護計画等を支援することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 居宅介護支援事業所は、被保険者が要介護状態等となった場合その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行われること。

- 2 居宅介護支援事業所は被保険者の要介護認定などに係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力をう。又被保険者が申請を行われているか否か確認し、その支援も行う。
- 3 居宅介護支援事業所は、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう努める。
- 4 居宅介護支援事業所は、日田市から介護認定調査の委託を受けた場合は公平、中立、さらに被保険者に対して正しい調査を行い、その知識を有するよう研鑽を行う
- 5 居宅介護支援事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に促すことのないように公平、中立に行う。

### (事業所の名称)

第3条 この事業を行う事業所の名称は「鳩友園介護保険サービスセンター」(以下『事業所』)と称する。

### (事業所の設置)

第4条 事業所は、大分県日田市大鶴町 2267-1 番地に事業所を設置する。

### (実施主体)

第5条 事業の実施主体は、社会福祉法人紫雲福祉会とする。

### (従業員の種類、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| 一 管理者                    | 1名 |
| (イ) 事業所を代表し、業務の総括の任に当たる。 |    |
| (ロ) 他の業務と兼務しても差し支えない。    |    |
| 二 介護支援専門員                | 4名 |

- (イ) 事業所には、1名以上の介護支援専門員を置く。
- (ロ) 第2条の業務に当たる。
- (ハ) 利用者35名又はその端数を増やすごとに1名を標準とする。

### 三 事務 施設長

#### 四 職員の資質向上のため研修を確保。

#### 五 職員が清潔保持、健康状態について必要な処置を行う。

#### (営業日、営業時間)

第7条 この事業は、毎週月曜日から土曜日までとし、休日は、お盆・年末年始を特定休暇とする。

2 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、他の時間については、連絡体制をとり相談業務を行う。

#### (居宅介護支援事業者の提供方法)

第8条 事業所の管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ初回訪問等又は、利用者から求められたときは、これを掲示すべき旨を指導する。

2 事業所は、被保険者の介護認定及び申請代行さらに市の委託の要介護認定調査については、その者の掲示する被保険者証の確認を行う。又、要介護認定を受けたものから事業所を選択された場合には、被保険者証と要介護認定の有無、認定区分と有効期間を確かめる。

3 介護認定における日田市の委託調査については、調査の留意事項に精通し、市民に公平、中立で正確な調査が行われる事業であること。

4 事業所は、市内の被保険者から介護を要する者の発見に努め、要介護認定の申請が行われているか確認し、行われていない場合には、被保険者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう支援する。

5 要介護認定者等の更新申請は、現在要介護認定等の有効期間が終了する1ヶ月前から出来るように必要な支援をする。

6 事業所は、要介護認定者等の在宅サービス計画の作成を被保険者と家族の意思を尊重して、保健医療サービス、福祉サービス等多様なサービスをサービス事業者と連携し総合的、効果的な介護計画を作成し、被保険者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。

7 事業所は、正当な理由がなく事業の提供を拒否してはならない。

- 一 正当な理由とは、介護保険法第24条第2項に認定する介護給付等対象サービスの利用に関する掲示に従わないとき。
- 二 偽りとその他の行為によって保険給付を受けた。又受けようとしたとき。
- 三 以上のいずれかに該当する場合には遅滞無く、意見を付してその旨を日田市に通知する。

#### (居宅介護支援事業の内容)

第9条 居宅サービス計画の作成

#### 一 居宅サービス計画の担当設置

- (イ) 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画作成に関する業務を担当させる

ものとする

## 二 利用者に情報提供

- (イ) 作成開始に当たっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者などの名称、サービス内容、利用料金の情報を提供し、利用者がサービスの選択を求められるようにする。

## 三 利用者の実態把握

- (イ) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に当たって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこにおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援し、解決すべき課題を把握しなければならない。

## 四 居宅サービス計画の原案作成

- (イ) 介護支援専門員は、利用者、家族の指定された場所においてサービスの希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

## 五 専門者会議

- (イ) 介護支援専門員は、居宅サービスの計画の原案に位置づけたサービスの担当者から会議の招集、照合等により、当該居宅サービス計画の内容について、専門的見地から意見を求めるものとする。

## 六 利用者の同意

- (イ) 介護支援専門員は、利用者、家族に対し。サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得る。

### 2 サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成においても、利用者、家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の確認を行い利用者の課題を把握し必要に応じて、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、の他の便宜の提供を行う。

### 3 介護保険施設の紹介等

- 一 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービス提供が困難になったと認める場合、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- 二 介護支援専門員は、介護保険施設から退院、退所しようとするよう介護者から依頼が有った場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

### 4 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、

介護支援専門員、居宅サービス計画に位置づけた居宅介護サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることがある。

5 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(利用料その他の費用の額)

第 10 条 利用料は無料とする

- 2 通常の事業の実施地域を越える利用者の要請が合ったときは、おおむね片道 1Km ごとに 30 円徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 鳩友園居宅介護支援事業所の事業の実施については、日田市内、杷木町、東峰村とする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第 12 条 指定居宅介護支援事業は毎月日田市に対し、居宅サービス計画、その実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(秘密保持)

第 13 条 事業者の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者、その家族等の秘密を漏らしてはならない。又その必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の会計期間とする。

- 2 鳩友園事業所の運営規程の概要、介護支援専門員、その他職員の勤務体制サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
- 3 介護支援専門員は、サービス提供を利用者に強要または事業者から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
- 4 居宅介護支援事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅支援の提供に関する記録整備を完結の日から 5 カ年保存しなければならない。

(基準該当在宅支援に関する基準)

第 15 条 基準該当在宅支援の事業について準用する。

(苦情処理)

第 16 条 指定居宅介護支援事業所の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は提供した指定居宅介護支援事業所に係る利用者からの苦情に関して国民健康

保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものと

- (1) 虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族・高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

附 則

この運営規程は、令和7年2月1日から効力を発する。